

〔 雇用調整助成金
中小企業緊急雇用安定助成金 〕 (出向) 支給申請確認書

雇用調整助成金／中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたいので、
裏面記載の 1、2、4 の注意を了解し、3 の不支給要件に該当しないことを確認の上、別紙申請書のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

平成 年 月 日

事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

(労働局長 殿
公共職業安定所経由)

事業主又は 住 所 〒
(提出代行者・事務代理者) 名 称
社会保険労務士 氏 名

㊞

注 意

1. 記入上の注意

- (1) この申請は、既に出向実施計画（変更）届を提出した事業主が、雇用調整助成金の支給対象となる出向を行った場合であって、出向労働者（出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である被保険者、解雇予告された被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）及び日雇労働被保険者を除いた被保険者に限る。以下同じ。）に対して賃金を支払ったとき又は出向先事業所の事業主に対し、出向労働者の賃金について補助を行ったときに行ってください。
なお、資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性を認めることが適当でない事業主間で行われる出向など、雇用調整助成金の対象とならない場合がありますので、出向の要件の詳細については、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブックをご覧ください。
- (2) この申請は、出向元事業所ごとに行ってください。
- (3) それぞれの欄の記載方法の詳細については、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブックをご覧ください。

2. 提出上の注意

- (1) この申請は、出向労働者の最初の出向先事業所における出向期間を出向開始日から6箇月ごとに区分して、それぞれ第1期、第2期とした各期（当該期の途中で最初の出向先事業所における出向期間が満了する場合は、当該期の初日からその出向期間が満了するまでの期間を当該期とする。以下「支給対象期」という。）ごとに提出してください。
ただし、当該出向労働者の最初の出向先事業所における出向期間が6箇月を超えて7箇月以下である場合は、それぞれ第1期と第2期を合わせて第1期としての支給対象期とすることができます。
- (2) この申請書は、申請に係る支給対象期の経過後2箇月以内（ただし、天災その他その期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後その理由を記した書面を添えて7日以内）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。
イ 当該出向が出向契約に定めるところにより行われたことについての出向先事業所の事業主の確認（様式第6号（3））
ロ 出向元事業所の事業主が出向先事業所の事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向の場合（様式第6号（2）-1・（4）-1）
ハ 出向元事業所の事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向で、出向先事業所の事業主が出向労働者に対して賃金の一部を支払う場合（様式第6号（2）-2、（4）-2）
ニ 雇用保険の被保険者資格が出向先事業所に移る形態の出向については、当該出向に係る労働者の出向先事業所における雇用保険被保険者資格の取得についての雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）。
ホ 雇用保険の被保険者資格が出向元事業所に残る形態の出向については、当該出向に係る労働者の出向先事業所の出勤簿（写）、労働者名簿（写）又は賃金台帳（写）のうちいずれか一点。
- (3) 出向元事業所の事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向については、この申請書を提出する際に出向労働者の出向後の賃金について記入した出向元事業所の賃金台帳を提示してください。
- (4) 代理人が申請する場合にあっては、委任状（写）を添付してください。

3. 不支給要件

- 以下の不支給要件のいずれかに該当する場合は、雇用調整助成金（平成25年3月31日付けで廃止された中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下3及び4において「助成金」という。）を受給することができません。
- (1) 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、休業等の実施事業所において労働保険料を納入していない場合。
 - (2) 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法第4章の雇用安定事業及び能力開発事業に係る各種給付金。以下3及び4において「助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主
 - (3) 対象期間の初日の前日から起算して6か月前の日から対象期間の末日までの間に、労働関係法令の違反を行っていることにより次のいずれかに該当するなど、支給することが適切でないものと認められる場合。（この場合、既に助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。）
イ 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合
ロ 都道府県労働局職業安定部若しくは需給調整事業部の告訴又は告発により送検された場合
ハ イ及びロに該当しない場合であって、告訴又は告発により送検されたことが明白な場合
 - (4) 次のいずれかに該当する暴力団関係事業所であると認められた場合。（この場合、既に助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。）
イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のある事業所
ロ 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
ハ 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
ニ 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所
ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
チ イからニまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

4. 受給にあたっての注意

- (1) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとしたことが判明した場合には、不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした最初の支給対象期以降に支給したすべての助成金を返還していただくとともに、当該期間以降に受けようとした助成金については不支給とさせていただきます。また、不支給決定日又は支給決定を取り消した日以後3年間は雇用保険料を財源とする助成金等が支給されません。さらに、返還していただく助成金には民法第704条の規定により民法第404条に定める法定利率年5%の延滞金が発生します。
- (2) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとしたことが判明した場合には、事業主の名称・代表者氏名、事業所の名称・所在地・概要、不正受給の金額（（1）の返還していただく額と同額）・内容（当該対象期間内に行われた不正行為の全ての内容）、不正受給した金額の返還状況を公表します。また、特に悪質なものについては、刑事告訴等を行います。
- (3) 労働局は、（1）に該当する助成金の返還等、（2）に該当する公表、刑事告訴等によって事業主に生じたいかなる損害についても、責任を負いません。
- (4) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合には、その支給すべき額を超えて支払われた部分の額を返還していただきます。
- (5) 助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか、各種要件がありますので、本支給申請前に都道府県労働局又は公共職業安定所に確認して下さい。